

医療機関の相続について その2

前回は相続税の仕組みを簡単に書きました。今月は対策について触れて行きたいと思います。

先日、弊社のお客様の元で、対策を兼ねて推定相続の話をしてきました。

何でも、先代から譲り受けた不動産を相続されたことで多額の相続税を支払った経験があるため、将来家族の負担する相続税が不安との事。

このような先生方は結構多いものです。

試算・対策をした結果、先生も安心されるような内容に収まっています。

では、どのような対策を打つのか、一般論として考えてみます。

1. 税金（相続税）の対策
2. 財産分割の対策
3. 納税資金の対策

この3つをどのように、取りまとめるのかで先生方の安心度合いが変わるのです。

先ず1ですが、相続税を減らす対策の事です。

2は財産をどのように分ければ良いのか、事業承継を踏まえた対策の事です。

3は、相続税は原則として一括で納付する事が条件ですので、その資金をどのように捻出するのかといった対策の事です。

今回は、もう少し核心に迫りたいと思います。

厚生省 キーマンの発言

社会保険指導者講習会にて

厚生労働省医政担当 唐澤剛審議官の発言

「診療所の外来受診の延べ日数はここ 9 年間は微減で推移しているにもかかわらず、診療所の数は増えている。医療提供体制を考える際には、この点が重要。私見だが、診療所のあり方を考える時期に来ているのではないか」

<データ>

2000 年一般診療所：9 万 2824 施設

2008 年一般診療所：9 万 9083 施設

外来受診減少の理由として「特定はできない」と断った上で「1. 長期投薬の増加。2. 年齢構成の変化。3. 医療の一部を介護サービスが代替。」などを挙げました。

その上で、「外来に来る患者を診るだけの診療スタイルでいいのか?」「日本の診療所は、医師以外のスタッフもおり、装備が手厚いと言われているが、それは悪いことではないと思っている。その特徴を活かしていくことが必要ではないか」

また病院の病床については、「再編が不可避」とした上で、2012 年度の医療・介護の同時改定に触れて、「何を検討するかはこれからの議論となるが、リハビリテーションや訪問看護に着目するなど、医療と介護の連携を前進させる改定にしたい。いずれにせよ、在宅医療は今後さらに重要になり、チームを組み、地域の中で推進していく必要がある。」

また保険局医療課長の鈴木康裕氏は「今後 5～10 年で相当（医療提供体制の）構造転換が進むのではないか」「2012 年度の同時改定で、今後の大きなロードマップのなかでどこまでできるかが課題」と述べ、2012 年度同時改定の重要性を指摘しました。

Medical News 2010.10.1号

税理士法人CFTパートナーズ

株式会社クラウン経営サポート

〒541-0051 大阪市中央区備後町 3-4-8 フクエイビル 6 階

TEL : 06-6228-3345 FAX : 06-6228-3346

E-mail : asou-tax@nifty.com <http://www.cft-partners.jp>